

MSI Marine News

トピックス

●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)



食品表示法の成立

食品の原材料や添加物、栄養成分などの表示方法を統一する「食品表示法」が本年6月に公布され、2015年までに施行されることになりました。今後、食品表示法に基づく「分かりやすい食品表示」の基準と管理体制について、具体的に議論されていくこととなります。

1. 食品表示の現状と問題点

現在の食品表示は、添加物やアレルギーなどの安全面については「食品衛生法」、原材料名や内容量などの品質は「日本農林規格（JAS）法」、カロリーやタンパク質など栄養成分表示は「健康増進法」というように、主に三つの法律によって規定されています。

2009年9月の消費者庁設立により、食品表示基準の策定事務は同庁が一元的に所管することとなったものの、依然として複数の法に重複して規定される項目があったため、使用する用語が異なるなど（*）、複雑で分かりにくいという指摘がありました。

（*）例えば、天日干しの乾燥果実の場合、食品衛生法では「生鮮食品」、JAS法では「加工食品」に分類される。

食品表示に関する現行の法律



2. 今回見直された点

「食品表示法」では、主に以下の点で見直しが図られました。（中日新聞 2013年5月9日より抜粋。）

- （1）複数の法でバラバラに規定されていた表示ルールを一元化
- （2）栄養表示の義務化
- （3）食品表示による安全性確保と情報提供は「消費者の権利」であることを明記
- （4）表示基準違反の食品の回収命令などに応じない法人には3億円以下の罰金
- （5）適格消費者団体による差し止め請求制度の新設 など

なお、今回の決定事項は、食品表示を規定する際の「基本理念」や「執行体制」などの枠組みに留まり、具体的な表示基準については、今後、施行までに消費者庁が策定していくこととなります。

3. 今後の検討課題

今後、食品表示法に実効性を持たせるために、考慮されるべき主なポイントは以下のとおりです。

（1）具体的な表示項目の検討

加工食品の原料原産地表示、中食・外食のアレルギー表示、食品添加物や遺伝子組み換え食品の表示を義務付けの対象とするか等について、議論されることとなります。議論にあたっては、項目数を増やすことで、情報量が増える・文字サイズが小さくなるなど、逆に分かりにくくなるのではないかと指摘にも留意しなければなりません。「消費者にとっての分かりやすさ」を追求するためには、必要な情報を取捨選択することが重要になってくると考えられます。

(2) 表示基準違反への監視体制構築

事業者に対して、JAS 法に基づく品質表示基準に関する改善指示を行った件数は、2009 年の 118 件から、2012 年 54 件と減少しています。しかし、今回、表示項目が多くなるなど、事業者にとって新たに業務量が増えることで、表示基準違反の増加が懸念されます。食品表示 Gメン(*)の人員を増やすなど、監視体制の具体的な構築が急がれます。

(*) 農林水産省が不適正な食品表示の調査・指導を行うため、農林水産本省、地方農政局および地方農政事務所の表示・規格課などに配置している職員の通称。

(3) 消費者と事業者双方への配慮

食品表示法では、消費者にとっての分かりやすさが主張される一方で、事業者の実行可能性（業務量の負担、コスト面など）を配慮する条文が盛り込まれています。消費者と事業者の双方に受け入れられる折衷案を検討する必要があります。

<参考文献一覧>

消費者庁 食品表示課HP <http://www.caa.go.jp/foods/>

農林水産省HP <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

衆議院HP <http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index.htm>

中日新聞 2013年5月9日

科学的根拠に基づく食情報を提供する消費者団体 FOOCOM.NET <http://www.foocom.net/>

以上